

令和元年度

財政援助団体等監査報告書

富里市監査委員

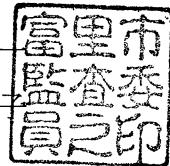


写

富監第67号  
令和元年9月11日

富里市長五十嵐博文様  
富里市議会議長戸村喜一郎様

富里市監査委員 川名部 正  
富里市監査委員 大川原 きみ



令和元年度財政援助団体等監査の結果について（報告）  
地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり報告します。



## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 第2 監査の期間

令和元年5月21日から令和元年9月10日まで

(委員聴取日 令和元年7月18日)

## 第3 監査の場所

富里市こども館

あい・あい保育園

## 第4 監査の対象

### (1) 公の施設の指定管理者

対象団体：株式会社 明日香

対象施設：富里市こども館

### (2) 財政援助団体

対象団体：株式会社 global bridge あい・あい保育園 富里園

対象補助金：富里市民間保育所運営費等補助金

### (3) 健康福祉部子育て支援課（所管部課）

## 第5 監査の範囲

平成30年度の補助金及び公の施設の管理に係る出納その他の事務。ただし、必要がある場合は上記以外の期間も範囲とした。

## 第6 監査の主眼

### 1 財政援助団体(補助金)

#### (1) 対象団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。

イ 補助金交付申請及び請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適切か。

#### (2) 所管部課

ア 補助金の決定は予算・法令等に適合しているか。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金の算定、交付方法、時期及び手続等は適正か。

エ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告等によりなされているか。

オ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 2 公の施設の指定管理者

## (1) 対象団体

- ア 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
  - (ア) 市との協議、各種報告は協定等どおりになされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
  - (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
  - (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定どおりになされているか。
  - (エ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
  - (オ) 事業報告書は適正に作成されているか。(管理業務の実施状況及び利用状況、管理業務に係る経理の状況等)
  - (カ) 住民の平等利用は確保されているか。
- ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- エ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

## (2) 所管部課

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
  - (ア) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
  - (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
  - (ア) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間について、議会の議決を経ているか。
  - (イ) その他指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
  - (ア) 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
  - (イ) 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
  - (ウ) 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
  - (エ) 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

## 第7 監査の方法

### (1) 公の施設の指定管理者

平成30年度において、公の施設の指定管理者であった団体のうち1団体を抽出し、上記監査の主眼に基づき、団体代表者、団体役員及び団体事務員、所管部課職員などから説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きで実施した。

団体及び所管部課には、事前に監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め、現地にて監査委員、補助職員による実査を行った。

なお、留意すべき事項で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

### (2) 財政援助団体(補助金)

平成30年度において、財政援助を行った団体のうち1団体を抽出し、上記監査の主

眼に基づき、団体代表者、団体事務局長及び会計担当者、所管部課職員などから説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きで実施した。

団体及び所管部課には、事前に監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め、現地にて監査委員、補助職員による実査を実施した。

## 第8 監査の結果

### 1 公の施設の指定管理者

監査の結果、指定管理者にあっては、条例等関係法令の定めるところにより基本協定書、年度協定書、仕様書に沿っておおむね適正に施設管理及び運営を行っているものと認められた。

また、所管部課についても、指定管理者に係る事務がおおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、下記の事項について検討・改善を図り、事務処理の適正化に努められたい。

#### (1) 指定管理者に対して

- ・指定管理委託料が管理されている口座には、独自事業にかかる収支が含まれております、公金との区別が不明瞭なため、指定管理委託料専用口座の設置等公金との区別を明確にされたい。
- ・出納関係帳票に不明確な点が見受けられたことから改善に努められたい。

#### (2) 所管部課に対して

指定管理者に対しては適時かつ適切に報告を求め、引き続き適正な指導をされたい。

### 2 財政援助団体(補助金)

監査の結果、財政援助団体及び所管部課の財政援助(補助金)に係る出納その他の事務の執行及び補助金交付事務の執行については、下記の事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

については下記の事項について改善を図り、事務処理の適正化に努められたい。

#### (1) 財政援助団体に対して

当該補助金の補助金交付要綱に定められた報告書に付帯する収支決算書が未提出のため速やかに提出されたい。

#### (2) 所管部課に対して

当該補助金の補助金交付要綱に沿った指導をされたい。

## 第9 団体概要

### 1 公の施設の指定管理者

#### (1) 指定管理者に指定されている公の施設

富里市こども館 富里市御料923番地1

#### (2) 指定期間(協定書の協定期間)

平成29年4月1日～令和2年3月31日

#### (3) 平成30年度指定管理委託料

予算額 30,560,000円

決算額 30,533,952円

#### (4) 施設利用状況(平成30年度)

子育て支援センター 14, 605人  
学童クラブ 379人  
一時保育 1, 953人

(5) 主な管理業務（富里市こども館の管理に関する基本協定書第13条）

- ア 管理施設の使用許可及び取消しに関する業務  
イ 管理施設の維持管理に関する業務 等

(6) 施設の概要

所在地 富里市御料923番地1  
構造 木造平屋建て  
敷地面積 1, 016. 83m<sup>2</sup>  
延床面積 447. 86m<sup>2</sup>  
貸出施設 子育て支援センター、一時保育室、学童クラブ室、  
多目的室ほか  
付帯施設 駐車場

## 2 財政援助団体(補助金)

(1) 団体の概要

- ア 施設の種類  
児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所  
イ 施設の規模  
(ア) 定員数 60人  
(イ) 職員数 18名（平成31年4月1日現在）

(2) 補助金の概要

市は、児童福祉の向上を図るため、「富里市民間保育所運営費等補助金交付要綱」に基づき、市内民間保育所に補助金を交付している。

平成30年度補助金交付額は、次表のとおりである。

(単位：円)

補助事業名	交付確定額
保育士配置改善事業費補助金	4, 529, 133
延長保育事業費補助金	300, 000
保育士待遇改善事業費補助金	2, 180, 000
計	7, 009, 133